

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	有限会社 三貴エステート
【住所又は本店所在地】	大阪府大阪市中央区上町一丁目13番8号
【報告義務発生日】	平成24年2月24日
【提出日】	平成24年6月1日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	-

【発行者に関する事項】

発行者の名称	山喜株式会社
証券コード	3598
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	大阪証券取引所

【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	有限会社三貴エステート
住所又は本店所在地	大阪市中央区上町一丁目13番8号
事務上の連絡先及び担当者名	山喜株式会社人事総務部 吉田 学
電話番号	06-6764-2211

【訂正事項】

平成24年2月24日に提出いたしました変更報告書(報告発生義務日 平成24年2月20日)の記載事項の一部に誤りがありましたので、訂正報告書を提出するものであります。なお訂正箇所は_を付しております。

第2〔提出者に関する事項〕

1〔提出者(大量保有者)/1〕

(7)【保有株券等の取得資金】

(訂正前)

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	1,910,000
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	1,910,000

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
三井住友銀行(玉造支店)	銀行		大阪市中央区玉造1-5-12	2	820,700
三菱UFJ銀行(鶴橋支店)	銀行		大阪市東成区東小橋3-10-26	2	435,100
近畿大阪銀行(今里支店)	銀行		大阪市中央区今里3-1-6	2	313,200
みずほ銀行(大阪支店)	銀行		大阪市中央区今橋4-2-1	2	195,000

住友信託銀行(難波支店)	銀行		大阪市中央区難波5-1-6	2	146,000
--------------	----	--	---------------	---	---------

(訂正後)

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	1,552,161
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	1,552,161

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
三井住友銀行(玉造支店)	銀行		大阪市中央区玉造1-5-12	2	820,700
三菱UFJ銀行(鶴橋支店)	銀行		大阪市東成区東小橋3-10-26	2	435,100
近畿大阪銀行(今里支店)	銀行		大阪市中央区今里3-1-6	2	296,361